

## 九州大学共同研究部門規則

平成22年度九大規則第150号  
施行：平成23年3月31日  
最終改正：令和6年3月29日  
(令和5年度九大規則第46号)

(趣旨)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）における共同研究部門については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 共同研究部門は、原則として本学の組織対応型連携研究事業により本学と民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）が共同で研究するための拠点を本学に設置し、一定期間継続的に当該研究に専念することによって、民間機関等を通じた社会貢献や本学における研究の高度化と更なる展開を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究部門 民間機関等との共同研究を実施する上で設置される研究組織であり、民間機関等から受け入れた人件費、研究費、光熱水料、施設使用料その他必要な経費（以下「研究経費」という。）により運営されるものをいう。
- (2) 部局 各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、各学内共同教育研究センター、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、学術研究・産学官連携本部、未来社会デザイン統括本部、データ駆動イノベーション推進本部及び未来人材育成機構をいう。
- (3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第4条 共同研究部門には、当該共同研究部門における研究の内容を示す名称を付すものとする。

- 2 共同研究部門の名称には、民間機関等からの申出があったときは、民間機関等の名称が明らかとなるような名を前項の名称に付加することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、共同研究部門の設置に係る共同研究の申込みがあったときは、本規則の目的に沿うものであり、かつ、部局の運営上支障がないと認める場合には、教授会又は運営委員会等の議を経て、その設置を総長に申請するものとする。

- 2 前項の申込み及び申請に必要な書類は、別に定める。

(設置の決定)

第6条 総長は、前条の申請があった場合には、当該共同研究部門の設置について企画委員会に審議を付託するものとする。

- 2 企画委員会は、前項の規定により共同研究部門の設置について審議し、その結果を総長に報告する。
- 3 総長は、前項の報告を踏まえ、共同研究部門の設置の可否を決定し、その結果を当該設置の申請を行った部局長へ通知するものとする。
- 4 部局長は、前項の通知を受けたときは、当該民間機関等にその結果を通知するものとする。

(教育研究評議会への報告)

第7条 総長は、前条の規定により共同研究部門の設置を決定したときは、教育研究評議会に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 総長は、第6条の規定により共同研究部門の設置を決定したとき、又は第9条の規定により共同研究部門の内容の変更に係る届出があったときには、別に定める契約書により民間機関等を相手方として契約を締結するものとする。

- 2 総長は、前項の規定により契約を締結したときは、当該部局長にその旨を報告するものとする。

(変更の届出等)

第9条 部局長は、共同研究部門の内容を変更するときは、速やかに総長に届け出なければならない。

2 総長は、前項の届出に係る共同研究部門の内容が大きな変更であると認めるときは、教育研究評議会に報告するものとする。

(存続期間等)

第10条 共同研究部門の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 共同研究部門の存続期間は、更新することができる。

3 前項の更新に係る手続は、設置の例によるものとする。ただし、更新しようとする共同研究部門の内容に大きな変更がないと総長が認める場合は、企画委員会に審議を付託せずに更新の可否を決定することができる。

(共同研究部門の構成等)

第11条 共同研究部門には、共同研究部門教員を置くものとし、少なくとも教授又は准教授1人の教員で構成するものとする。

2 共同研究部門教員は、国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則（平成18年度九大就規第14号）に規定する特定有期教員とする。

3 第1項の規定にかかわらず、共同研究部門の運営上特に支障がないと認められる場合には、次に掲げるいずれかによる構成とすることができる。

(1) 少なくとも講師又は助教1人の教員

(2) 本学の教授又は准教授と同等の研究能力を有する少なくとも1人の学術研究員

4 共同研究部門には、九州大学共同研究規則（平成16年度九大規則第94号。以下「共同研究規則」という。）第3条第5号に規定する民間等共同研究員を受け入れることができる。

5 前項の場合において、本学の教授又は准教授と同等の研究能力を有する民間等共同研究員を受け入れるときは、状況に応じ、第1項又は第3項各号の規定に基づく教員又は学術研究員を置かないことができる。

6 本学の教員は、共同研究部門に協力教員として参画することができる。

(部門長)

第12条 共同研究部門に部門長を置き、当該共同研究部門の教員をもって充てる。ただし、前条第3項第2号又は第5項の規定に基づき共同研究部門に教員を置かないときは、当該部局長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、当該共同研究部門の業務を掌理する。

(共同研究部門教員の選考等)

第13条 第6条の規定により共同研究部門の設置を認められた部局は、当該部局の教授会又は運営委員会等において、当該部局の教員候補者推薦基準等に基づき共同研究部門教員の候補者を総長に推薦するものとする。

2 総長は、前項の推薦があった場合には、候補者について役員会で審議を行うものとする。

3 総長は、前項の審議の結果を踏まえ、候補者の選考の可否を決定し、その結果を当該候補者を推薦した部局長へ通知するものとする。

4 役員会における審議の手続その他必要な事項については、別に定める。

(共同研究部門の管理運営及び研究マネジメント等)

第14条 部門長は、共同研究部門の円滑な管理運営及び研究マネジメント等に努めるものとする。

2 学術研究・産学官連携推進本部は、共同研究部門の設置に係る各種事前調整、管理運営及び研究マネジメント等業務について、当該共同研究部門を支援するものとし、当該管理運営及び研究マネジメント等業務に係る経費は、次条第2項の間接経費をもって充てるものとする。

(研究経費等)

第15条 共同研究部門は、共同研究部門の円滑な業務遂行のために、本学の施設及び設備を利用できる。

2 民間機関等は、共同研究部門の研究経費及び間接経費を負担するものとする。

- 3 前項の間接経費の額及び取扱い等については、別に定める。
- 4 共同研究部門が使用する施設について、使用料の額及び徴収方法等の定めのない場合には、九州大学全学レンタルスペース使用料金規程（令和3年度九大規程第56号）第2条及び第3条の規定を準用する。
- 5 研究経費の具体的項目等については、第8条に規定する契約書により定めるものとする。
- 6 第2項の規定にかかわらず、共同研究部門の運営に当たり必要となる研究経費は、民間機関等が負担するものを除き当該共同研究部門を設置する部局が負担するものとする。

（知的財産の取扱い）

第16条 共同研究部門における共同研究の実施により創出された知的財産の取扱いは、九州大学知的財産取扱規則（平成16年度九大規則第93号）に規定するもののほか、本学と民間機関等の協議に基づく別の定めによる。

（共同研究規則の準用）

第17条 この規則に定めるもののほか、共同研究部門で実施する共同研究の取扱いについては、共同研究規則の規定による。この場合において、同規則第8条第1項中「別に定める共同研究員費を徴収するものとする。」とあるのは「別に定める共同研究員費を徴収するものとする。ただし、当該共同研究員費は、民間機関等との協議により免除することができる。」と読み替えるものとする。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、共同研究部門の運営に関し必要な事項は、各部局長が定め、総長に届け出るものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第51号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第87号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第25号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第132号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第60号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第31号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第60号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第79号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第32号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第53号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第126号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第77号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第46号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。